

## 今月の注目

## 労働時間の適正把握②

～労働時間の適正な把握ガイドライン(厚生労働省)抜粋～

## ■労働日ごとの始業・終業時刻の記録確認方法

原則⇒使用者自ら現認 or

タイムカードやICカードなどの客観的な記録に基づくもの

例外⇒自己申告によるもの



## 自己申告制について

- A) 自己申告制の**対象労働者**に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて**十分な説明**を行うこと。
- B) 労働時間の**管理者**に対して、自己申告制の適正な運用を含め、講ずべき措置について**十分な説明**を行うこと。
- C) 自己申告により把握した労働時間が、実際と合致しているか否かについて、必要に応じて**実態調査を実施**し、所要の労働時間の**補正**をすること。
- D) 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該**報告が適正に行われているかについて確認**すること。
- E) 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものであるため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による**労働時間の適正な申告を阻害する措置**を講じてはならないこと。

(注) A)～E)の措置を講じないと自己申告制が認められない場合があります！

## &lt;事務所より&gt;

今月は、令和4年7月号の続きです。先日、社労士会の研修会で労働時間の把握について、弁護士より、自己申告制をとっている会社は上記の措置を必ず講じてください。とのことで掲載しました。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265

<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)